

徳島県公安委員会規則第4号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月5日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（昭和47年徳島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表徳島県牟岐警察署の部署所在地の項及び同部美波町桜町駐在所の項を次のように改める。

桜町交番	海部郡美波町奥河内字寺前71番地2	海部郡牟岐町 海部郡美波町のうち 恵比寿浜 日和佐浦 奥河内 山河内 西川内 北河内 赤松
------	-------------------	---

第2条の表徳島県阿波吉野川警察署の部美郷駐在所の項の次に次のように加える。

阿波東交番	阿波市吉野町西条字町口161番地1	阿波市のうち 吉野町 土成町のうち 秋月 浦池 郡 土成 成当 水田
-------	-------------------	--

第2条の表徳島県阿波吉野川警察署の部吉野町五条駐在所の項から同部土成町成当駐在所の項までを削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。